

# 議会運営委員会記録

1. 期日 令和元年 8 月 27 日(火) 開会 13 時 30 分  
閉会 14 時 59 分
2. 場所 第 1 委員会室
3. 議題  
①令和元年第 3 回二宮町議会定例会の運営について  
②令和 2 年定例会開催予定表案について  
③議員報酬について  
④傍聴規則について  
⑤委員長報告書の様式変更について
4. 出席者 根岸委員長、杉崎副委員長、松崎委員、二宮委員、坂本委員、露木委員  
渡辺委員、一石委員  
事務局 二見事務局長、和田庶務課長、古尾谷主事  
執行者側 ①政策総務部長、総務課長、庶務人事班長  
傍聴議員 5 名  
一般傍聴者 0 名
5. 経過  
議長あいさつ

---

## ① 令和元年第 3 回二宮町議会定例会の運営について

- 委員長 これより議題に入る。令和元年第 3 回二宮町議会定例会の運営を議題とする。執行者側より説明を願う。
- 総務課長 資料に基づき説明(令和元年第 3 回二宮町議会定例会上程議案説明資料)
- 委員長 これより質疑に入る。  
(挙手なし)  
質疑がなければ、事務局より議事及び会期日程(案)について説明をお願いします。
- 局長 (資料「令和元年第 3 回二宮町議会定例会議事及び会期日程(案)」に基づき説明) テレビ放映については、11 日補正予算、13 日の総括質疑、18 日の一般質問、最終日の 30 日の本会議となっている。
- 委員長 ただ今局長より説明があったが、この中で協議を要する事項について、委員の皆さまで協議をしていただきたい。最後のページで、陳情の常任委員会への付託および執行者への出席要請について 1 番から順次行う。陳情は 4 件ある。1 日本政府に対

して、国連の「沖縄県民は、先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書について、趣旨説明する方はいらっしゃるが取扱いはどうするか。

二宮 取扱は机上配付でよいと思う。内容はこの文章にも書いてあるが、地元である沖縄議会で一度も議論されておらず、県民の総意も分からない町で、どのような意見を話し合うのか分からない点で机上配付を求める。

杉崎 私も二宮議員の意見に賛成で机上配付が適切かと思う。理由は同じである。

委員長 机上配付の意見が出たが、違う意見はあるか。

渡辺 陳情の趣旨説明者が見えるときは、付託して審査するというのがもともとの原則だったように理解している。私は付託してはどうかと思う。

杉崎 渡辺委員の発言で、来るからやるという決まりは、もうとっくになくなってきている。説明に来なくても、この間のように取り上げる。来る、来ないでは議論の対象にならないと思うが。確認である。

委員長 渡辺委員、そうでなくて取り上げた方がよい理由、お考えはあるか。

渡辺 特には。

委員長 そうすると、机上配付の方が多いかと思うが、他にはないか。机上配付としてよろしいか。  
（「異議なし」との声あり）  
異議なしと認め、この陳情に関しては机上配付とする。

2 件目、「米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情についてだが、こちらは趣旨説明の方はいらっしゃらないが取扱はいかがか。

二宮 これは、沖縄県と国が今進めている問題でもあるので、そちらに結論を委ねたいということで机上配付を私は求める。

松崎 確認させていただきたい。さきほど杉崎議員がおっしゃっていた趣旨説明の有無が机上配付にするかどうかの判断にはならないという過去の経緯があるとされていた。そのことについて詳しく教えていただきたい。私は二宮町と直接関係ないような陳情が多い中で趣旨説明に来るということで陳情者の熱意

が伝わってくるのではないかという気がしていたが趣旨説明の有無は本来判断には関係しないはずだということが過去の流れの中であったので説明していただきたい。

委員長

あるときは、趣旨説明の方が来ないのだったらやめようという話の流れがあって、趣旨説明に来る、来ないで基準になった時期がある。ただ、それがルールとして、有りにしましょう、無しにしましょうということがはっきりしないというか。一定の皆さんの判断基準の中で持とうということをお話したことがあった。実態として無しでも取り扱おうという実例を作ってきたかと思う。事務局の方から願います。

庶務課長

先例確認事項に記載されており、以前は郵送であるとか、趣旨説明に来ないというと必ず、机上配付と自動的に決まっていた。ただ、平成24年の5月22日の議会運営委員会で先例確認に書いてあるが陳情の提出方法は郵送、持参または趣旨説明の有無にかかわらずその取扱は議会運営委員会において決定すると明記されているので、そのように取り扱うということである。

松崎

そうすると私の判断では、趣旨説明の有無によって自動的に決まるということではなくても、たとえば、個人レベルで実際あったが、過去の陳情で、ぜひ趣旨説明を聞いてみたいという強い思いがした陳情があった。しかし、趣旨説明がないということで私個人は、それが判断に決定的な影響を与えた。個人レベルで、ここで意見を言っても趣旨説明がないからということをお理由にして机上配付にするかということをお場で発言しても個人レベルだったら問題ないというふうには私は理解するがいかがか。

委員長

個人レベルとは何か。自分ひとりの意見ではないのか。

松崎

常識の範囲だったらよいのか。

委員長

そこだけでは決められない。それを受けて他の皆さんがどう判断するかである。この取扱をどうするのかについて松崎さんは意見があった。

杉崎

この前か、その前だか辺野古に作るなという陳情が出たような、一方では、早く作りなさいと。沖縄の人々の生活・経済いろいろな面で利害関係があり、県民の方々のいろいろな考え方があると思うので私は机上配付でよろしいかと思う。今国がすすめることもあるし。

委員長

他に意見がないようなので、机上配付としたいがよろしいか。

ご異議なしと認め、米軍普天書間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情は机上配付とする。

3の消費増税に反対し、景気浮揚を求める意見書の提出を求める陳情についての取扱はいかがか。

二宮

机上配付でよろしいかと思う。2019年10月の消費税率10パーセントへの引上げは、もともと用紙の年号が2013年となっているが、日本経済新聞を調べると、2012年の当時の民主党を含む三党合意で、同年8月で法案が通過している。増税分については、全額社会保障に充てると決定している。今回の使い道は後の代への負担の軽減、少子化対策、社会保障の充実であり、少子化対策に充てる教育の無償化は子育てや教育費にかかる費用負担を軽減するため、令和元年10月から幼児教育保障の無償化など。現在、町としても手続きなどの説明が始まっている。財源となる消費税に反対するということは、今の時期に反対するということは、法律も通っており、使い道も決まっている、今回の国政選挙でも芯をえていると私は理解しているので机上配付でよろしいかと思う。

渡辺

実質審議にならないようにとうことと言えば、私自身は、消費税は町民一人ひとりの生活にかかわるものなので、道私どもが考えるかということ付託して審議したらどうかと思う。

露木

さっきの2件も町のことでないという意味ではあれだったが。たとえば、沖縄の方だと、さっき杉崎議員が利害関係と言われたがそこまで強くなくても影響を受ける国民がおり、少数の中で客観的なデータを得て、私たちが審査するのに非常に難しいものがあるので机上配付で賛成だった。これに関していうと国民全体の消費税というところで、渡辺委員と同じように審査をすべきではないかと思うので付託がよいかと思う。

杉崎

私の個人的な意見を言わせてほしい。私は消費税そのものが全く反対である。会社をやっていると消費税があると、消費税が入金されて、自分のお金だと思って使ってしまう。消費税ゼロを訴えたいが今さら戻れず、私に取り上げても、取り上げなくてもどちらでも。大変失礼だが。議論してもよいのではないかと思うがいかがか。

松崎

私は机上配布としたいと思う。理由はおおむね先ほどの二宮議員と同じだが、プラスアルファとして二宮固有の問題ではないのと趣旨説明に来ないからとうことも理由として付け加えさせていただく。

坂本

陳情がきたら、なるべく審議してあげようと趣旨説明がある

うがなかろうがという基本的なことがあったように記憶している。結果否決になったとしてもである。机上配付ということならそれでもよい。そういうような精神が議会にあったような気がして。消費税のことについて、こういう制度ですずっと8パーセントきて、今度は10パーセントになる準備している。税をとるといふ、また税を納めるとしても抜け道がいっぱいあって年間一千万売り上げをしないうちみたいなどころもそうだが、小さなお店がお客さんから消費税をとっている。本来取ってはいけない、要するに納税しなくてよいのだから。それをレッテル貼って、買わなくてもこの店は売り上げないかなど。そういうことをきちんとやれと私は言いたい。税をとる、値上げするという以前に制度の抜け道のようなことがずいぶんあるのではないかと思っている。陳情の話とは違うが。せつかく消費税について出たから。実質みんなが準備しているので今さら言っても無理ではないかと思う。机上配付でよいと思う。間に合わないから。

委員長

数としては机上配付が一番多いご意見だが、いかがか。多数決ではないが机上配付ということによろしいか。  
（「異議なし」との声あり）

松崎

今、坂本委員の発言で、なるべく陳情をあげてくださった方に対して可能な限り審議をしてさしあげるといふ昔考えがあった。まだ私一年経っていない範囲内での陳情を見ると、役場新庁舎に対して、二宮町民が切実な思いで、汗を流しながら書いた文章、徹底的に審議して差し上げて、徹底的に読んで、徹底的に考えて結論出してさしあげるといふのは分かるが、そういう方は必ず趣旨説明に来る。そうではなくて、趣旨説明に来られない陳情の中に、いっぱいコピーして日本中の自治体に送ろうと見受けられる陳情もあるのではないかという感じもする。過去において陳情を上げたものはきちんと審議して差し上げようと議論に達したという背景はどうなのか、分かる範囲で教えていただきたい。

委員長

そういうことでしたら、申し訳ないが、また別の時間でお答えできればと思う。消費増税の陳情のことを机上配付することにさせていただくがよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

これを机上配付とする。

4番目、所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することについての陳情について、これも初めてではないと思うが取扱をどうするか意見を伺う。

渡辺

町内の業者の中には関係のあるところもあると思うので、昨年度も取り上げてはいるが、その後2019年7月の状況とか多

少背景が変わっているかなと思っているので審査してはいいか  
がかと思う。

二宮

青色申告、白色申告ということで過去もかなり出てきている  
が、青色申告にするとかなりメリットも多いので収入に関して  
もきっちり分かると言うのがメリットではないかと思う。ご家  
族がやった場合にも申告していれば、そういうところも見てく  
れるというふうにデメリットが多いので。結論は机上配付でよ  
い。

渡辺

二宮議員をおっしゃっていた論議をしていただければよろ  
しいかと思う。そういう意味で付託したらどうか。

委員長

よく調べているのは分かるが、少し討論のようになってしま  
っているので。そういうところを審議してやろうということ  
である。二宮議員は審査しないということで、今のところ意見が  
審査すると、審査しないだが。

杉崎

言うとは渡辺委員とあれになるが、要は白か青かという議論だ  
と思う。56条は考え方の違いで、青の方が絶対有利である。  
青の方が、帳簿が大変で白の方は簡単である。考え方の違いで  
あって毎年毎年出てくるが机上配付でよいのかという思いが  
する。

露木

まさに審査するお考えが皆さんあるんだなと。審査する・し  
ないというより皆さんそれぞれ意見があるのだなと思うと審  
査されたらよいかと思う。毎年出ているが、それでも出てくる  
ということは改善してほしいところなので渡辺委員が  
言ったように状況の変化は聞けないが、調べるなりして審査を  
したらよろしいかと思う。

坂本

調べてみたら難しい解釈である。学者の中でもいろいろ賛否  
両論出てきてしまう。先ほど言ったように税金を逃れるために  
いろいろよい要領のよいやり方をする人もいるので、まじめに  
やっていればそんなことないと思うが。これはそれなりに両論  
あると言うことで審査に値するのではないか。非常に難しく、  
簡単にやめればよいというものでもないので委員会付託にな  
った方がよいのではないか。

委員長

陳情の方がおられないということで、不在での意見交換の活  
発にしていればということで審査するべきだという意見が上  
回ったので陳情について付託するというにしたい  
と思うがよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

あとは二宮さんと、杉崎さんが表明するかしないか。

一石 審査すべきだと思う。生活した現場からの切実な声だと思うので審査すべきだと思う。

委員長 審査すべきだという意見が多いので審査に付託したいと思うがご異議ないか。

(「はい」との声あり)

所得税法第 56 条廃止の意見書を国に提出することについての陳情について総務建設経済常任委員会に付託するということがよろしいか。出席者は部長以下ということよろしいか。所得税法第 56 条廃止の意見書を国に提出することについての陳情については総務建設経済常任委員会に付託し、部長以下の出席を求めたいと思う。

2. 休会日とすることの確認についてである。9 月 10 日火曜日、委員長報告調整のため休会とするがよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

9 月 12 日木曜日、事項別明細説明送信のため休会だが。

露木 これは、以前は事項別明細を説明されていたという日か。その日に説明したということで時間を取っているので休会でよいが送信のために休会というのは、ずっと送信のために休会になるのか。言い方が送信日だから休会というのはどうなのか。

庶務課長 言い回し変えたとしたら、執行者側に総括前の打ち合わせがあるので休会が必要である。以前は 2 日間あり、事項別明細送信ともう一日は総括質疑の打ち合わせで休会をとっていた。議会側の都合で 1 日に短縮した。今残っているのが事項別明細送信で、プラス総括質疑前打ち合わせということである。

委員長 併記した方がよいか。  
併記するということがお願ひする。ここに休会日を設けることに異議はないか。

(「異議なし」との声あり)

9 月 17 日火曜日、一般質問前のため休会日とするがよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

9 月 19 日木曜日、議員の決算審査準備のため休会日とするがよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

9 月 27 日金曜日、委員長報告調整のため休会日とするがよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

休会日として全て異議なしとのことで決定させていただく。

私から1点質問があるが、議案が出てくるが、説明のときに、たとえば何とかの措置の適正化を図るための関係の法律とか、政令の一部改正に伴い上位法が出てくるその部分を何か資料として出していただくという。各委員会の委員長のご所望に応じてよろしいかと思うが。時期については。議運の皆様にもお聞きしたいが、上位法の部分ではいつも資料がないまま議論されるが、自分で調べる方もおられるが。資料は必要か必要でないか。

政策総務部長

まず出すタイミングだが、委員会の資料としてということなら議案に付随して出すというのは、ちょっといかがかと。もう一つは、基法の改正は非常に膨大で、そこから関係する部分を読み取って、関係するものを条例でこれを抜粋しろというのは20から30ページにわたるような法律案を集約して出すようになってしまう可能性がある。

委員長

私たちも、どこをどう解釈してこうなってくるのかということが分かりにくい。町の判断としてここを拾い上げてというふうにはもってこられないのか。

政策総務部長

ボリューム的には申し上げた状況だが、作り方を検討させていただくとして、出すタイミングは、どのタイミングかをおいていただければ。われわれとしては委員会の資料としてとしての考えはあるが、作り方は法をそのままだしても分からないと思うので、どのように概要を作るのか検討させていただかなければならない。

議長

今の政策総務部長の前向きに検討しますとのことだが、検討の中に、何人で、何時間で、資料を作るのかというお金に換算したものを合わせて出していただかないと、ただではないので。このくらいかかり、人件費も合わせて出していただきたい。

政策総務部長

当然資料を作るのには手間もかかる。条例改正するにあたっては国から要綱からなんなり示される。簡単な概要でくる場合もあるが、それをそのままコピーして渡すことはできる。了解いただければ、そのような資料の提供はできる。我々が条例を改正するのに参考にするような国の概要版みたいなものをそのままコピーして。改めて作るとなると要約作業とかご指摘のとおり時間がかかってしまうので、条例改正の過程で使うような国等からの資料を委員会に資料として出すことは可能かどうか、そのようなかたちで考えさせていただければと思っている。

委員長

検討しながらまた資料作りに関してもやりながら進めてい

くのがよいかと思うがよろしいか。そのようにしていただきたいと思う。出ず時期については、委員会審査ということでよろしく願う。以上で議題1を終了する。執行者側の退席願う。

---

## ② 令和2年定例会開催予定表案について

委員長

休憩前に引き続き議会運営委員会を再開する。次の議題は②③④だが7月1日午前9時30分より第2委員会室において議運の勉強会があった。議題の内容については、本日、議会運営委員会では議題②の会期案、議題③報酬については勉強会で議論され結論づいたものでこの場で報告とさせていただきます。議題④の傍聴規定については、少し議論ができればと思う。令和2年の定例会開催予定表案についてである。内容について事務局より説明願う。

庶務課長

令和2年の定例会開催予定表案をご覧いただきたい。一度7月1日に説明したが、従来と変わる部分が3点ある。1点目は2月下旬から開会していた第1回定例会、いわゆる3月議会だが一週間開会を前倒しで行う。よって閉会も早まる。2点目は、常任委員会の後の休会が1日のみであったものを2日間にし、1日増やして委員長報告の準備に余裕を持たせる。会期の短い6月、12月は一般質問の翌日が最終日になるが、一般質問と最終日の間の平日を休会とする。以上の3点については勉強会では特段の異論がなく、町側には勉強会の7月1日の翌日の2日に政策会議があったのでこの日程案を局長が口頭で部長級に報告している。例年だと、翌年の会議の予定は、11月の議運で示すが、今回の変更では、3月議会の前倒しということで、町の予算編成スケジュールを前倒しするという非常に町への大きな影響があるために、議運への知らせを7月に早めた。町側はこの日程案に基づいて、すでに当初予算のスケジュールを全職員に提示している。今準備を始めようとしているところである。ちなみに8月30日午後だが町長から町の部課長級を対象に予算編成会議を行うという情報が入っている。

委員長

勉強会で特に意見がなく決まった。ご了解よろしく願う。なお、二宮町議会運営の先例、および確認事項の定例会の休会について指定した部分については本日の委員会終了後、文言の追加をする。

---

## ③ 議員報酬について

委員長

このことは、全協でも一度話があったが、野地議長の提案で議長の報酬月額38万2千円を3万円減額し、その3万円を副議長、各常任委員会の委員長に1万円ずつ上乗せをするという

ものだった。提案理由として副議長と常任委員長の負担ということを挙げている。これに対して委員会は感覚的、体感的には他の委員の委員長の負担感もあるとのことだった。勉強会の際に説明した内容が、事務局の方からあるので再度要点のみ話していただきたいと思う。

庶務課長

要点のみ説明ということで、全国町村議会議長会から発行された、町村議会の議員報酬等のあり方検討会が今年の3月にまとめた最終報告書によると、議員報酬は町長の給与、公務日数を対比を鑑みしながら、一定の基準に基づいて算定されるのが基本だとその報告にある。常任委員会での加算も同様の考え方であるということが留意点として挙げられている。説明の冒頭で引用した「議員報酬のあり方検討会の報告書」の冊子で、議員全員に4月にポストに配布されている。7月1日に首長に対して、議員がどれくらいの比率の報酬であるべきかの目安が書いてある冊子があるので、今後も報酬、議員定数を議論する際は一度目を通していく必要があると思う

委員長

二宮町議会議員の現状の報酬月額、議長、議員の差額は基準の範囲内であり、逸脱しているものではないということがあること。金額を多くする、少なくすることについて感覚的な議論に任せるのは好ましくない。当日は議長の意向は汲み取った上で、議員定数や委員会中心制度の構造にふれる際、まだ検討の余地があるだろうと少し時期尚早ということで現状のままということになったのでご了承いただきたい。

---

#### ④ 傍聴規則について

委員長

傍聴規則についてだが、6月定例会の本会議で議長が傍聴者に飲食しないよう注意喚起する際、傍聴規則の文言を引用して、「許可」という言葉を引用したことにより議員の一人から「許可」という言葉が傍聴者に威圧感を与え萎縮させる、あるいは乳幼児の入場を制限した上で議長の許可があればその限りではないとする、現在の傍聴規則の文言を変えるべきだというご意見があった。それを発端として7月1日の勉強会の話題ともなったが、この件について次のような意見が出た。傍聴者の方の枚数もあるので、資料を回してほしい。第6条第4項の児童及び乳幼児は傍聴席には入ることはできない。ただし、議長の許可をえた場合はこの限りではないという文言の削除を求める。子どもといえども一個の人格である。子どもがあのような構造の傍聴席でおとなしく聞いているのは無理である。子どもスペースや親子室の設置まで求めないということなら、ロビーで映像を見られるよう環境整備をするのが先ではないのか。住民参加という観点から、多様な層に傍聴を認めるべきである。外で映像を見るという話ではなく、その場にいられることが重

要である。住民参加で会議で意見を出すことができるのが参加である。傍聴はあくまでも傍聴に過ぎず混同してはならない。マナーが悪ければ議長なり、委員長が注意をすれば済む。注意書きを目立つように張り出せばよいのではないか。誰でも出入り自由とすれば、それなりの環境整備が前提である。現在の構造では無理であるなどの多量の意見が出された。その時には結論を出すまでにはいたらなかった。このような意見があり、ただし、この件に関して、3月、6月の定例会の会期中および閉会中の委員会においても、傍聴人の一部が会議中頻繁に立ち動いたり、私語により落ち着いて聞いていることができないという町民の方から苦情もあったようである。議員の方もそうおっしゃられていた方もいた。あるいは直接寄せられてもおり、他の傍聴者のために議会是对応すべきだという声に対応する必要があることから鑑みて、ここの傍聴規則をどうするか。意見がまとまらなければ後日日程をとっても良いかと思うが。どうするか、6条4項の部分でよろしいか。それ以外のことでか。

露木

最初の説明の中で、威圧というか、それはそれでニュアンスが。受けるほうにとって見れば、せっかく議会のことを知りたい、町のことを知りたいとして、そういう気持ちで来て、その時にご自身に乳幼児がいて、せっかく入ったところを自分は許可される身なのだということと、子どもイコール自分はということなので、許可される身なのだというふうに感じてしまったことは残念だなと思った。色々調べてみると、南足柄市とかはもうその規定がない。なぜないのかと見てみると市議会の標準傍聴規則、市議会で参考になっているところでは、ここの4番の児童および乳幼児は入ることができないという一文に関して（参考）と入っている。市議会としては判断して抜こうとしている。町村にはその文言が入っている。その差は市でも町村でもないとは思っている。条件は同じだと思っているが、たまたまなのか、町村には（参考）が入っていないくて、そのためにそのまま残っているところもあれば、山北町のようにそこがないところもある。基準があるわけで、騒いではいけない、酒を飲んではいけない、サンダルとかあるわけで。この間の議会でもそういう話はあったかもしれないが、同時に大人のおしゃべりがうるさいなと思った瞬間も私自身あった。子どもでも大人でも同じかと思うので何も子どもというくくりで、乳幼児というくくりで、ここに書き出さなくても、それ以外の部分で規制というか縛ることはできる。注意書きという部分入ることができないとで規定されているので、それで十分ではないかということである。

二宮

露木委員の色々な例を伺って、考えていくべきかなと思う。南足柄市を例に出されていたが、南足柄市の議場はわが町と同

じぐらいの広さなのか。それは同じものにあたるのかどうか問題提起したい。つくりがわが町と違う場合には、音の響きも違う。議場のつくりもあるのではないかと思う。

委員長

もうこんな時間である。煮詰めることができず、準備してくれとってないものだから。今反対者の方から意見を出したというところで後日日程をとってということではいかか。あるていど主張があつて、ここで意見を言っておきたいということがあれば伺う。

一石

先ほど露木さんが言われたが、議場とかそういう関係ではなくて、うるさくする人は入れない。子ども議会という流れもある中、児童であっても議会を聞くというのは必要な体験であり、乳幼児が騒ぐようであれば、その場で他にも記述があるわけで騒ぐ人は入れないと。児童・乳幼児が入れないのは権利の侵害だと私は思う。

渡辺

議会の標準の話が面白くて、市議会のほうは参考にして、町村議会では参考という表記がないので私はその辺の理由を知りたい。近隣に従う必要はないが、近隣の整理して見ていないので、できれば状況もまた次の議会までに誰が調べるかということがあつたけれど事務局で調べて整理していただくのを含めていかか。

庶務課長

こちらでも町村議会の議長会に標準規則について問い合わせをした。市議会と違っているということで、規模の大きさ、建物とか施設に影響しているのではないかということと、標準規則というのは、参考にするものではあるが、会議規則は条例に準ずるようなものなので、入れなくてはいけないものがだいたい決まっている。標準規則は、比較的議会の状況に応じて判断して決めることはできる。北海道の先進的な町とか近隣の部分もある程度こちらで調べている。今日は資料を出さなかったが、そういった準備はこちらですることはできる。

議長

文言の「議長の許可」についてだが議会であれば、議長の許可、委員会であれば委員長の許可で責任者が許可をしたとしっかりと明記しておくべきである。例えば町の教育委員会の定例会の傍聴も教育長が許可したものという文言も入っている。それが一つの私の考えと児童・乳幼児というところは、おそらく騒いでしまうだろうということが前提にある。私の立場から騒いでいる方に「静かにしてほしい、出て行ってほしい」とはその場ではなかなか言えないということが現状としてある。その辺も含めて、お子様に対して、出て行ってほしいという旨を発言させないようにするのも一つの議会としてのあり方であり、町民を大切に思うことではないかというふうに感じている。文

言をどう変えるかというのも、これから議論していただければよいが、そういう意味合いもあるのではないかと思うのが私の意見として申し上げる。

委員長

原則的に傍聴規則の文言をどうするか、変えるか、変えないかを勉強会を行うが、それに付随してなので、みんなでそういうことに気をつけていくことも大事だろうとか。あるいは、ハード面でも課題があるのではないか。そういうことも整備しながらまた次の勉強会を設けたいと思う。日程調整を後でさせていただくということによろしいか。

お一人から「はい」という声が聞こえたので、そのようにする。

---

## ⑤ 委員長報告書の様式変更について

委員長

委員長報告書の様式変更についてである。最後のページの資料をご覧いただきたい。常任委員長、予算審査の特別委員長が本会議において委員会審査報告をする際に、会議規則に基づき報告書を作成し出席者に配布することになっている。その書式が全国町村議会議長会の標準書式となっていることから事務上の支障があり、これを是正するという事務局側の提案であるので、事務局より説明願う。

庶務課長

お手元の資料の左側、決算審査特別委員会の委員長が善波さんのお名前にさせていただいているが、参考ということで。左側が変えようとしている標準書式、右側は現在の、これまでの様式である。現在のほうは決定内容の右に理由欄がある。去年の決算は委員会で否決されたので「不適」と書いてある。去年の委員会審査結果欄には「不認定」で、「原案のとおり認定すべきものと決定」とどちらか書いてあって、「不認定」の場合の理由に「不適」と記載することについて、非常に作成する側として違和感があった。これは決まりがあるわけではなくて、「妥当」という言葉の反対を調べると「不当」なのであまりにもそれはそぐわないということで、神奈川県町村議会議長会と隣の大磯町にどのような報告書の表現にすべきか問い合わせたら、二宮町の書式がそもそも特殊で標準ではないということが分かり、そのために混乱が生じることが分かったので、標準書式に変えたいと思った。可決にしても否決にしても委員長報告で説明するわけで、報告書には端的に結果の記載だけすればよく、「妥当」という文言を入れる余地がないということで変更できればと思う。

委員長

質問あるか。  
（「なし」との声あり）

議題⑤は提案のとおりに進めさせていただく。常任委員会の委員長報告も同様に様式変更したいがご異議ないか。

(「異議なし」との声あり)

机に配付される書面についてだが、このようにさせていただく。ご異議なしということになるので以上で議題を終了する。他に無いようなので議会運営委員会を閉会とする。

終了 14 時 59 分